



令和 7 年 1 0 月 1 5 日
午 前 9 時 1 5 分
第十管区海上保安本部

中国海洋調査船「同済^{どうさい}」について（第 1 報／最終報）

令和 7 年 1 0 月 1 4 日午後 6 時 5 9 分頃、当庁巡視船により、徳之島の西約 1 1 7 海里（約 2 1 7 キロメートル）の我が国排他的経済水域において、中国海洋調査船「同済」が、船尾からワイヤー様のものを海中へ延ばしている状況を確認しました。

このため、当庁巡視船から当該調査船に対して、「我が国の同意を得ない海洋の科学的調査は認められない」旨の中止要求を無線により実施しました。

その後、同日午後 9 時 2 8 分頃、ワイヤー様のものが海中へ延びていない状況を確認しました。

以後、同調査船の動静に特異動向が認められなければ、本報をもって最終報とします。

別添



当庁航空機により撮影した中国海洋調査船「同濟」